

休み方・働き方コンサルタントの御案内

- ・ 労働局が社会保険労務士の資格を有する者をコンサルタントとして委嘱し、事業場（全業種対象）から労働時間をはじめとする労働相談に関し、無料で助言・指導を行います。
- ・ 事業場の労働時間に関する自主的な改善に対して助言・指導を行うものであり、労働基準監督署が行う臨検監督ではありません。
- ・ コンサルタントの事業場への直接訪問を希望される場合には、事前の日程調整をさせていただきます。
- ・ 相談内容については秘密を厳守いたします。
- ・ 労働時間設定改善コンサルティングに関するご相談は、
鹿兒島労働局監督課（099-223-8277）
までお気軽にお問い合わせください。